その他の家きんの卵	0.01ppm
はちみつ	0.05ppm
とうがらし（乾燥させたもの）	7 ppm
［略］	

［(2)～(15)　略］

［７～12　略］

［B～D　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、米、小麦及び大麦に残留するエスプロカルブの量の限度、ぶどうに残留するエタボキサムの量の限度、とうもろこし、その他の穀類、大豆、らっかせい、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、その他のいも類、だいこん類の根、かぶ類の根、西洋わさび、ごぼう、サルシフィー、にんにく、アスパラガス、パースニップ、その他のなす科野菜、レモン、オレンジ、ライム、りんご、もも（果皮及び種子を含む。）、ぶどう、バナナ、パパイヤ、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びコーヒー豆に残留するトリフロキシストロビンの量の限度、トマトに残留するピカルブトラゾクスの量の限度並びにたまねぎ、その他のゆり科野菜、その他のなす科野菜、しろうり、みかん（外果皮を含む。）、レモン、オレンジ及びライムに残留するマンジプロパミドの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

その他の家きんの卵	0.01ppm
はちみつ	0.05ppm
［号を加える。］	
［略］	

［(2)～(15)　略］

［７～12　略］

［B～D　略］

その他告示

○環境省告示第九十号

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）第二十三条第二項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十三条第二項の環境大臣が定める測定方法（平成九年十月環境庁告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月二十二日から適用する。

令和七年十二月十六日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十三条第二項の環境大臣が定める測定方法は、別表の上欄の有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十三条第二項の環境大臣が定める測定方法は、別表の上欄の有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表

有害物質の種類	測定方法	有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。）K〇一〇二―三の十四に定める方法	カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。）K〇一〇二の五十五に定める方法
シアン化合物	規格K〇一〇二―二の九・三及び九・四に定める方法又は規格K〇一〇二―二の九・三及び九・五に定める方法	シアン化合物	規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・二に定める方法又は規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・三に定める方法
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）	昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法）第三号に掲げる方法	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）	昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法）付表一に掲げる方法
鉛及びその化合物	規格K〇一〇二―三の十三に定める方法	鉛及びその化合物	規格K〇一〇二の五十四に定める方法
六価クロム化合物	規格K〇一〇二―三の二十四・三に定める方法	六価クロム化合物	規格K〇一〇二の六十五・二に定める方法